

〔共同研究：ソーシャルワーク演習を中心とした教育プログラムに関する総合的研究〕

## スクールソーシャルワーカー養成における 演習教育の課題

安原佳子

### 1. はじめに

現在、社会福祉士・精神保健福祉士が専門職として働く領域は、従来の福祉や保健医療の領域にとどまらず、労働や司法、教育などの領域に拡大しており、多くの領域で社会福祉の専門的援助技術（ソーシャルワーク）の必要性が認識され始めている。教育の領域においては、2008年より国の事業としてスクールソーシャルワーカー活用事業が始まった<sup>1)</sup>。その流れの中で、2009年（社）日本社会福祉養成校協会の認定資格として、スクール（学校）ソーシャルワーク教育課程を設置できるようになり<sup>2)</sup>、本学においても、2010年度より設置された。

このスクール（学校）ソーシャルワーク教育課程では、課程のみを修了するだけでは認定されず、社会福祉士あるいは精神保健福祉士の国家試験に合格し登録した後、申請することで、初めてスクール（学校）ソーシャルワーク教育課程の修了証が交付される。すなわち、スクールソーシャルワーカーの資格は、社会福祉士あるいは精神保健福祉士の価値、知識、技術を一定身につけ、基本的なソーシャルワーカーとしての資質を有していることが前提となっており、その教育は、社会福祉士等の基礎教育に上乘せされたスペシフィックな教育として位置付けられている。

昨今、本学の社会福祉学科学生の動機づけや基礎学力の低下など、目立ってきた印象があるが、スクールソーシャルワーカーの資格は、社会福祉士等受験資格科目に加え、一定の必要な科目を履修しなければならないため、希望する学生の動機づけはある程度高いのではないと思われる。ただ、実際、学生が実習に行った際、「学校」という社会福祉とは違う現場においてソーシャルワークを展開するということは、社会福祉士の実習とは違った課題に直面することが予想される。そのため、スクールソーシャルワーク演習の授業においては、

1) 日本において、1900年代半ばには、「訪問教師」「福祉教員」等、学校福祉関連の制度があった。が、「スクールソーシャルワーカー」という名称が明記された事業としては、赤穂市や結城市（2000年より）、香川県（2001年より）などで、国に先駆け自治体独自の取組みとして行われていた。

2) 2011年11月現在、認定校は30校。

キーワード：スクールソーシャルワーク教育課程、スクールソーシャルワーク演習、福祉固有の視点、メゾプラクティス

学校現場でどのような問題が生じ、その問題解決に関してどのようなスキルが必要か、それをどのように実習につなげていけばいいのか等を半期15回の授業の中で、効率的に学習できるように授業を組み立てる必要がある。しかし、スクールソーシャルワーカー活用事業も教育課程も、歴史が浅く積み上げがないため、現任ワーカー研修においても教育課程においてもまだまだ手探りの状況である。そこで、本稿<sup>3)</sup>では、スクールソーシャルワーク実践を分析し、スクールソーシャルワーカー養成のための必要な教育内容に関して演習科目を中心に検討していきたい。

## 2. スクールソーシャルワーク教育課程

### (1) 本学におけるスクール（学校）ソーシャルワーク教育課程

スクールソーシャルワーク（以下SSWとする）は、「学校」という場におけるソーシャルワークの実践である。スクールソーシャルワーカー（以下SSWerとする）は、学校や教育機関という福祉とは異なった現場において、子どもたちの最善の利益を目標にソーシャルワークを実践しなければならない。そのため、SSW教育課程においては、社会福祉領域全般やSSWに関する科目だけでなく、教育領域についても学習する必要がある（図1参照）。本学において、社会福祉学科生対象にSSW教育課程が置かれているが、社会福祉士もしくは精神保健福祉士受験資格を取得する予定の学生が対象となっている。カリキュラムとしては、社会福祉士（もしくは精神保健福祉士）受験資格指定科目に加え、教育関連科目とSSW専門科目が設定されている<sup>4)</sup>。

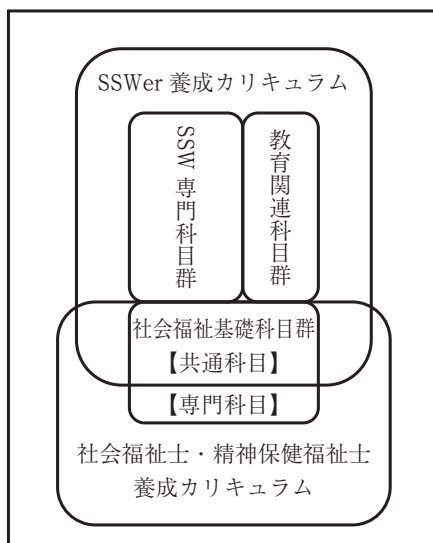
SSW教育課程認定に関する規程<sup>5)</sup>によると、教育関連科目は、学校の仕組みや管理・運営、教育領域から見た子どもの理解等の教育の基礎理論に関する科目であり、一つは、「教育に関する社会的、制度的または経営的事項」の教育内容を含む科目、もう一つは、「幼児、児童及び生徒（障害のある幼児、児童及び生徒を含む）の心身の発達および学習の過程に関する事項」を含む科目及び生徒指導、教育相談及び進路指導に関する科目である。本学では、それぞれ「教育法規」（2単位）「教育心理学」（2単位）が置かれている。また、SSW専門科目については、「SSW論」（2単位）「SSW演習」（2単位）「SSW実習指導」（4単位）「SSW実習」（4単位）が設定されている。その中の講義科目「SSW論」の教育のねらいは、①今日の学校教育現場にSSWerを導入する意義とその必要性を理解する ②SSWの発展過程について理解する ③海外のSSWerの役割と活動について理解する ④SSWの実践モデ

3) 本稿は桃山学院大学共同研究プロジェクト「ソーシャルワーク演習を中心とした教育プログラムに関する総合的研究（2009-2011）」(09共201)による研究成果の一部である。

4) 資格指定科目、教育関連科目、スクールソーシャルワーク専門科目に加え、社会福祉士指定科目をとったものは「精神保健学」、精神保健福祉士指定科目をとったものは「子ども家庭福祉論A」を追加科目として取得することが必要である。

5) 「スクールソーシャルワーク教育課程認定に関する規程第6条第4項に規定する科目の教育内容、教員要件、スクールソーシャルワーク実習の指定施設、実習指導者の要件及び認定審査申請等の諸様式等の改正について（通知）」2011年11月28日

図1 SSW 養成カリキュラム構成概念図  
 (スクール (学校) ソーシャルワーカー育成・研修等事業に関する調査研究報告書 p. 19)



ルについて理解する ⑤SSWer へのスーパービジョンの必要性について理解する となっている。

教育関連科目，専門科目ともに半期の授業であり，これらの授業だけで，学生たちは学校の仕組みや子どもの理解について十分学習できるのか，数年前までは児童・生徒という当事者であったとはいえ，SSWer という専門職として学校現場を明確にイメージできるのか難しいところである。3回生までの社会福祉士等養成課程の科目でソーシャルワークの知識，技術，価値をある程度学習できていたとしても，現在の学校という組織がわからず，現場で起こっている様々な問題をイメージできないまま現場実習に出ることは，本人の学びにならないだけでなく学校やSSWerに迷惑をかけるだけで終わってしまう可能性が高い。実習でSSWの専門的援助技術を体験し学習するためには，「教育法規」「教育心理学」「SSW論」で習得できなかった知識を捕捉し，社会福祉士等養成課程で学んだ基礎的な知識，技術，価値を「学校」という場でどのように適用させればよいか，を学ぶ科目が必要となる。そのため，講義と実習をつなぐ「SSW演習」は非常に重要な役割を担う。

## (2) SSW教育課程における「SSW演習」

社会福祉士等養成課程においてももちろん「演習」科目が設定されている。「演習」は「理論，方法，技術，価値の諸体系と実践体系との交互連鎖現象を実証する作業」をする科目であり，その目的は，①実習に向かう準備の段階で，理論や技術・価値を実践に適用することの意義をこの一連の作業を通して十分に理解させる ②実習体験後に実習で学習したも

表1 本学における社会福祉士受験資格課程とSSW教育課程における「演習」と「実習」

	2年次		3年次		4年次
	春	秋	春	秋	
社会福祉士	演習ⅠA	ⅠB	演習ⅡA 実習指導Ⅰ 実習指導Ⅱ 実習(24日間)	ⅡB Ⅲ	
SSW	SSW論			SSW演習	SSW実習指導 実習(10日間)

のと理論との橋渡しをするための理論化の作業を可能にする ことである<sup>6)</sup>。「演習」科目は「実習」の前後におかれ、実習に行くまでに学んできた様々な知識や技術を統合させ、事例検討やロールプレイを通して、実践に活かせる技術を習得させ、実習後は現場で体験したことを再び理論と結びつけていく科目となっている。

「SSW演習」は、本学では「SSW実習指導」「SSW実習」の前に半期科目としておかれている。履修する学生は、社会福祉士等受験資格科目の「演習」「実習指導」「実習」を修めていることが前提であり、「SSW論」の授業だけでは網羅できない範囲を実践に関連させて少しでも事前に学習して実習に臨む、ということで実習授業の前に設定されている(表1参照)。

「SSW演習」の教育のねらいとしては、①個別事例へのアセスメントのみでなく、ソーシャルワーカーとして、教育行政や学校の動き、地域を把握し、地域アセスメント、学校(地域機関)アセスメントができる力をつける ②SSW実践、特にメゾ・マクロプラクティスについて実際に体験的に習得する ③記録化する手法を持たない学校の中で、記録化するだけでなく、校内で記録用紙を創造し蓄積していく力をつけること、であり、この中で、社会福祉士等受験資格科目の演習において指導する内容については省略できるとされている<sup>7)</sup>。「SSW演習」で新たに学ぶべきこととしては、福祉の視点を持たない学校及び学校関係者に対して、教育の視点と対立ではなく調和させながらソーシャルワークを実践し、福祉固有の視点を根付かせていく方法を知り、身につけることである。上記の①～③で、社会福祉士等受験資格科目の内容に加えてどういう点が新たに必要になるのだろうか。

①個別事例へのアセスメントのみでなく、ソーシャルワーカーとして、教育行政や学校の動き、地域を把握し、地域アセスメント、学校(地域機関)アセスメントができる力をつける

6) 福山和女「第4章相談援助演習概論」日本社会福祉士養成校協会編『相談援助演習教員テキスト』p.75, 中央法規, 2009.

7) 前掲「スクールソーシャルワーク教育課程認定に関する規程の改正について」より

個別事例に対するアセスメント、地域アセスメントは、社会福祉士養成課程の実習、演習においても指導している。しかし、活動する現場が福祉領域と違うということは、一つ一つの言葉の意味自体にも違いがあり、視点の違いだけでなく、共通言語を確かめながらアセスメントをし、説明しなければならない。また、学校アセスメントに関しては、教育の視点や学校組織、実態、学校内の人材や支援方法など知っておく必要がある。福祉施設の場合、その人材や体制は初めから、利用者の福祉的支援をするためにおかれているが、学校の場合、子どもを教育するための人材や体制である。そのため、実際子どもが福祉的支援を必要とした際に、学校組織をわかっていないと支援体制を構築できないだろうし、学校内での人的資源である教職員や（学習）支援員、ボランティアなど、これらの人たちの協力がないと効果的に支援が進まない。地域アセスメントにおいても、福祉の視点からの地域アセスメントだけでなく、教育視点からの地域のアセスメントを理解しておかなければならない。子どもと家庭を支援するため地域と学校との協力体制をつくらないといけない場合、焦点がずれてしまう可能性があるからである。

#### ②SSW 実践、特にメゾ・マクロプラクティスについて実際に体験的に習得する

SSW における実践レベルは、個別問題の支援（マイクロプラクティス）、校内システムあるいは関係機関を含めた校外システムの構築やマネジメント（メゾプラクティス）、教育行政における支援システムや福祉・教育協働システムの構築など政策提言に関わるマクロプラクティスの3つのレベルがある。SSW の主な活動は、学校に通ってきている子どもたちが抱える生活問題を支援していくことであるが、SSWer がゆっくり時間を取って、子どもと家族に関わり支援を展開していくことは、SSWer の雇用形態などから現実的には困難が伴う。次節で述べるが、そのためメゾプラクティスがSSW の活動の中で重要になる。また、個別の問題を抱えている子どもの解決だけでなく、いじめ等学校で生じているさまざまな問題に関して、すべての子どもたちの最善の利益を目指すためには、学校体制や地域との連携が不可欠である。

社会福祉士の実習では、実習先によってはメゾプラクティスを経験することができるが、施設実習の場合、多くはマイクロプラクティスで終わっているのが現状である。知識としてメゾ、マクロを学んでいても実習で経験できないことがないと、実践方法を身につけることが難しい。SSW の現場はメゾプラクティスで動いている場合も多く、実習で経験する機会も多くなるため、特にメゾレベルでの実践の理解を進めておくことが必要であろう。

#### ③記録化する手法を持たない学校の中で、記録化するだけでなく、校内で記録用紙を創出し蓄積していく力をつける

学校にももちろん子どもたちに関する記録はあるが、それは学習の成果等教育面からの記録であり、子どもの生活問題に焦点をあてた記録ではない。SSW では実践を記録化するこ

とで、二つの意味を持つ。一つは、記録フォーマットを作り記録することで、学校側に福祉の視点とは何なのか、SSW とは何なのか、を具体的に説明することができる。もう一つは、記録をする中でデータが蓄積され、効果測定につながるということである。社会福祉士養成課程においても記録の重要性は指導しているが、SSW においては、学校という福祉外の分野に対して、福祉固有の視点を啓発していく力が必要となる。福祉現場では当たりまえのことであえて記録に残さないような情報であっても、意識して記録し、学校側に説明する重要性を理解し、説明できるスキルを身につけなければならない。

### 3. 「スクールソーシャルワーク演習」の内容と課題

前章で述べたように、「SSW 演習」も半期授業であるため、効率的に内容を組み立てる必要がある。社会福祉士等養成課程で、基本的なソーシャルワークの専門的技術は習得できていることを前提に、より重点的に指導していかなければならない内容に関して、SSW 実践を整理することから考えていきたい。

#### (1) スクールソーシャルワークにおける実践内容

##### ①SSW 実践の専門性

SSWer は、学校や教育機関という福祉とは異なった現場において、ソーシャルワークを実践しなければならない。教育的視点とは違った社会福祉的視点で問題を見ていくことがなぜ必要なのか、それを教育現場でどのように理解してもらうか、教育現場と連携し、社会福祉サービスやインフォーマルなサービスとどのようにつなげていくか、など、現場では相談援助技術の専門性がより求められる。

文部科学省は、SSWer 活用事業実施要領（2011.3.31）において、事業の趣旨として、「いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒のおかれた様々な環境に働き掛けて支援を行う、SSWer を配置し、教育相談体制を整備する。」と示している。また、SSWer の選考に際しての留意点は、「職務として、社会福祉士や精神保健福祉士等の福祉に関する専門的な資格を有する者が望ましいが、地域や学校の実情に応じて、福祉や教育の分野において、専門的な知識・技術を有する者又は活動経験の実績等がある者のうち、次の職務内容を適切に遂行できるものとする。」となっている。その職務内容は、1) 問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働き掛け、2) 関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整、3) 学校内におけるチーム体制の構築、支援、4) 保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供、5) 教職員等への研修活動、であり、直接子どもや家族に関わり問題解決を図る直接的支援だけでなく、関係機関とのネットワークづくりや学校内の体制づくり、教職員への啓発や指導などの間接的支援も含まれている。SSWer は、子どもが抱える様々な問題に対して、教育的支援の知識を持ちながらも、社会福祉固有の視点に立って、支援を

行わなければならない。

学校では、子どもを教育という視点からみる。そこでは、教員は、子どもの知的・身体的能力、授業の習得度合、学校集団内での社会性などを中心に見ていくことになる。しかし、子どもは、学校の中だけで生活しているわけではなく、家庭等それ以外の生活がある。学齢期において、子どもは生活時間の3分の1を学校で過ごしていることになるが、学校以外の生活場面で何か困難を抱えてしまった場合、それが学校で様々な問題行動としてあらわれてしまうこともあるだろうし、逆に学校で抱えた困難がそれ以外の場面で現れる場合もあるだろう。これまでは、学校で現れた問題は、学校内で教育指導の範疇で解決をしようとしてきたが、経済的問題やひとり親家庭の増加等、子どもを取り巻く環境が非常に複雑になり、従来の教育指導では解決できない問題が増えており、SSW等の専門職に対するニーズが高まってきている。

このような状況の中、SSWerは、子どもと家族の支援をすることはもちろんであるが、さらに、福祉的視点を持たないため子どもや保護者の支援がうまくできず、無力感に陥っている教員の支援もしていかなければならないことも多い。山野らの調査<sup>8)</sup>によると、小学校及び中学校の教員のうち、「教師としてできる限り子どものことを理解したい」は9割以上、「教師としてできる限り家庭のことを理解したい」は9割弱であったが、「家庭と学校の間を客観的に調整してくれる役割の人がほしい」(67.2%)、「保護者の行動や家庭のことが理解できない」(42.5%)、「自分の行っている対応がこれでいいのか不安を感じる時がある」(77%)、「校内で検討しても違った視点がなく行き詰ってしまう」(46.3%)「校内で事例を検討しても、明確な見立てや方針が出ない」(37%)、「関係機関と学校の間を調整してくれる役割の人がほしい」(65.9%)、「地域と学校を調整してくれる役割の人がほしい」(67.3%)という結果が出ている。教員が何とかしたいと思ってもできない状況にあることが多いことがわかる。そのため、SSWerは、教員と保護者の仲介をしたり、ケース会議でコンサルテーションを行ったりなどのミクロレベルでの実践だけでなく、校内体制の構築をサポートしたり、外部関係機関との支援体制や地域での支援体制づくりというメゾレベルでの実践が多くなる。

このように、子どもの最善の利益を守るために、子ども(と家族)に対しても、所属している学校に対しても双方向の支援を展開することが、SSWの特徴であるといえるだろう。この視点は、福祉現場に実習に行く場合にはないものであるが、学校への支援を通して、教職員の啓発や学校内外の支援体制の構築がなされる結果、子どもたちの抱える問題の予防や早期発見、早期対応にも結びつくため、SSWにおいては重要な部分であり、「SSW演習」においても押さえておかなければならない部分である。

8) 山野則子(研究代表者)「日本におけるスクールソーシャルワークの実証的研究 平成19年度報告書」2008.

## ②SSWerの活動状況

SSWerは、前節で述べた内容の支援活動を学校で行うのであるが、実際には、自治体によってSSWerの学校への関わり方に違いがある。その違いによって、それぞれの活動内容の比重も違ってくる。SSWerの配置形態は、大きく配置型、派遣型、拠点巡回型の3つに分けられる。配置型では、特定の小学校や中学校に配属され、設定された勤務日に常駐して活動を行い、派遣型では、教育委員会等を拠点に、小・中学校からの派遣要請に応じて学校訪問をし、拠点巡回型では、特定の区域に配置され、複数の学校を担当し活動することになる。

配置型の活動内容は、教師、児童生徒、保護者などへの直接的支援や管理職や関係する教員へのコンサルテーション、学校内外のケース会議でのコンサルテーションが主な活動となるが、2007年度の調査<sup>9)</sup>では、活動の多い順に、①相談活動 ②ケース会議活動 ③他機関連携 ④訪問活動 ⑤その他であった。一番多い相談活動の対象者は「教員」「保護者」「児童生徒本人」「教員以外の校内資源」であるが、その中で教員が一番多く占めていた（相談活動の対象者中77%）。毎日学校にいるわけではないSSWer<sup>10)</sup>が、信頼関係のつくられていない初対面の子どもや保護者と1回の面接で、抱えている問題を把握しアセスメントすることは、実際困難である。子どもの抱える問題に気づいた教員と問題解決を考える中で、直接教員が対応をしたほうがいい場合もあるし、教員が間に入ってSSWerと子どもや保護者をつないだほうがいい場合もあるだろう。そして、派遣型や拠点巡回型では、一つの学校に入る回数（時間）が配置校より少なくなるため、当然この傾向は強くなるであり、ケース会議でのコンサルテーションや支援体制の構築のサポートが主な活動になっていく。

SSWは、子どもや保護者に日常的にかかわる教員らの対応や学校内外の支援体制を福祉的な視点からのコンサルテーションを行うことによって、子どもを取り巻く環境を変化させる活動である。その実践のために、生態学的視点<sup>11)</sup>やエンパワメントの視点などが有効であるとされている。これらの視点は、社会福祉士養成課程においても学ぶものであるが、併せて、日本のSSWの特徴を踏まえた実践モデルの開発も求められており、例えば、パワー交互作用モデル<sup>12)</sup>など新しい実践モデルも演習授業で取り上げていかなければならないだろう。

9) 前述「日本におけるスクールソーシャルワークの実証的研究 平成19年度報告書」

10) 「2008年度スクールソーシャルワーカー活用事業—現状と課題—」『学校ソーシャルワーク研究特集号』2009.

「スクールソーシャルワーカー配置に関する全国自治体調査報告書」『学校ソーシャルワーク研究報告書』2011.

SSWerの雇用形態はほとんど非常勤であるが、2008年度から2010年度の2年間でも雇用状況は変わっていない。そのため、たとえ配置型であっても毎日同じ学校に勤務しているわけではない。

11) 全米ソーシャルワーカー協会（NASW）は「スクールソーシャルワークサービスのためのNASW基準」において生態学的視点の活用を薦めている。

12) 門田光司「学校ソーシャルワーク入門」p.64-73, 中央法規, 2002.

「人と環境との相互作用」を人間関係の「人と人の交互作用」に焦点をあててみると、人権侵害や社会不正義が人間間の相互の力関係でもたらされていることが伺える。このような観点での実践モデルとしてパワー交互作用モデルが提唱されている。



(2) 「スクールソーシャルワーク演習」授業の課題

本学では2012年度に初めて「SSW 演習」が開講された。受講生は3名で、卒業後の仕事としてSSWerを目指したい、という意欲のある学生たちであった。科目担当教員に聞き取りをしたところ、開講時期が秋学期であったため、社会福祉士の実習を終えた後であり、福祉の現場に対するイメージは少しできてきているようだ、とのことであった。3名のうち2名は、高齢者分野での実習であったが、家庭訪問や相談援助の場面を経験させてもらったり支援計画を立てさせてもらったり、ソーシャルワークの概観がつかめていたようであった。しかし、児童分野（児童養護施設）に実習に行った1名は、子どもの世話で終始し、ケース記録も見せてもらえず、職員も忙しく動き回っているため「だれがどのような問題を抱えているか」「どのような経緯で施設入所に至ったか」「どのように対応したらいいか」などゆっくり話を聞く時間もなかった、という状況で、講義や演習で学んできたソーシャルワークの知識、技術、価値が、実習という現場経験を通じてあまり学べていないということであった。このように同じ科目は履修しているものの、それぞれの習得レベルが違っていることは、今後SSW教育課程を取る学生についても十分ありうることである。そのため、学生たちの学校現場に対する知識の不十分さも含め、SSW演習の授業では、学校現場で起こっているさまざまな問題を紹介し、具体的なイメージを持ってもらうことを中心とした、とのことであった。

本学担当教員は、現任SSWerであり、SSWerのスーパーバイザーもしており、学校現場で生じている問題やSSWが直面している課題もよくわかっている。その立場から学生たちを教育する上で気が付いた課題および他大学の担当者からの聞き取り情報を以下にまとめる。

①学校の問題に対するイメージ

学生によっては、小・中・高校に通っていた時に、不登校、いじめ、学級崩壊、中退などクラスで経験している場合があり、ある程度学校がどのような状況か理解できるが、これまで何事もなく来た学生は、このような問題が具体的にイメージできない。知識としては理解しても、なぜその問題が生じているか、それはどのような状況なのか、どのような要因が絡み合っているか、その問題が生じたため他にどのような影響が出るか、が考えられず、事例をあげても問題のアセスメントがうまくできない。個別の問題においてもイメージできない

<パワー交互作用モデルの特徴>

視点	関係性の結果	介入方法
「一方の側の権威的・権力的パワー」と「他方の側のパワー」との交互作用の状況	パワーの減退 (状況改善への無力化)	①権威的権力的パワーを除去するためのアドボカシー活動 ②人間関係への不信感を払拭し、社会的スキルや問題解決方法を習得するためのグループワーク ③状況改善のためのサービス調整

が、さらにメゾレベルでの理解となると、これは、実際実習などで学校に入って目の当たりにしてみないとわからないだろう、とのことであった。

また、SSW教育課程の認定年度が本学と同じA大学の担当者から聞いたところによると、A大学においても、やはり学生たちが学校のことを全然わかっていないということで、実習に出る前の3年次に週1回程度学校にボランティアとして行くことを課しているとのことであった。本学でも、SSW教育課程を取る学生たちに、時間があれば学校にボランティアとして入ったほうがいいとの指導をしているが、やる気のある学生ほど1年次から様々なボランティア活動などに参加し実質的にそれ以上のことをする時間がないという傾向があり、難しいところである。SSWや子ども福祉に興味のある学生には、1年次より学校関係のボランティアを積極的に勧めることも必要かもしれない。

## ②「演習」と「実習指導」の連携

半期授業15回であるため、実習に行く前に習得してほしいことをすべて伝えることができない。①でも述べたように、学校の問題そのものが理解できていない中、その支援を考える以前であり、まずは学校問題の理解に時間をかけなければならない状況である。

A大学では、4年次前半に「SSW実習指導」を、実習中もしくは実習後の時期にあたる4年次後半に「SSW演習」をおき、実習で経験してきたことを説明し、振り返らせ考察させる、という形で授業を進める予定とのことであった。この科目配置は、B大学(2009年度認定)においても同様であり、とりあえず実習中の学生のフォローができるように、ということであった。

本学では、実習中及び実習後の指導もできるように、「SSW実習指導」を通期授業<sup>13)</sup>としている。そのため、「SSW演習」は、知識と実践をつなぐ事前学習としての位置づけをしている。A、B大学より半期分多く授業ができ、有効な使い方をしなくてはもったいない話であり、そうでなければ学生にも余分な負担を与えただけで終わってしまう。それぞれ半期と1年の別々の授業とするのではなく、間に実習を挟んで1年半をどのように組み立てるか考えなければならない。ただ、本学の「SSW演習」と「SSW実習指導」の担当教員は別であるため、それぞれの役割分担と教員同士の連携が不可欠であり、今後の課題である。

## ③社会福祉の視点を説明するスキル

これまでも述べてきたが、SSWerの活動は、もちろん問題を抱えている子どもの支援が目標であるが、子ども支援の社会福祉機関や施設のソーシャルワークと違っているのは、「その営みが『公教育制度における：in school』ないし『学校支援のため：for school』と『学校とともに：with school』であるため」<sup>14)</sup>という点である。つまり、社会福祉の領域でな

13) 社会福祉養成校協会の認定基準では、半期授業で設定されている。

14) 鈴木庸裕「第1章 学校が抱える今日的課題」門田光司・鈴木庸裕編著『ハンドブック学校ソーシャ

いところで、社会福祉の視点とは何か、その視点を持って支援を実践するソーシャルワークとは何か、問題を抱えている子どもたちの支援になぜソーシャルワークが必要か、など理解してもらいながら、実際の支援を進めていかなければならない。

社会福祉領域では、スタッフも福祉の専門職であるため、スタッフに福祉とは何かなど説明することはない。利用者にはもちろんどのような資源があつてどのように支援を入れるか等の選択するための具体的情報を説明するが、それもそもそも福祉とは何か、なぜそれが必要か、などは前提条件であり、あえて説明することはほとんどない。しかし、SSWerは、教育という福祉と違った領域での福祉専門職であり、SSW関連の研修などにおいても、SSWerがはじめて入る学校で教職員にこの理解を進めることが非常に難しい、とよく話題になっている。SSWerが社会福祉の専門職としてなぜ学校に入る必要があるのか、学校側との共通言語を見つけそれをどのように説明していくのか、このことを演習の授業でロールプレイを通して、学生たちに身につけてもらう必要がある。

#### 4. お わ り に

子どもたちを取り巻く環境はますます複雑になり、抱える問題も深刻化しており、例えば、それは子ども虐待の件数が年々増えていることにも表れている。また、学校現場においても、昨年には2011年に起きたいじめによる中学生の自殺がクローズアップされ、教師による体罰問題も大きなニュースとなり、学校の中だけで子どもや教職員の問題を解決することがもはや不可能であることが、一般にも広く示された。

2008年度より始まったSSWer活用事業であるが、当初国庫委託事業（10/10）であったものが、翌年からは補助事業（補助率1/3）となり、各自治体がSSWの重要性をどれだけ認識しどれだけ必要としているかで、SSWerの雇用に違いが出てきている。教育現場も教職員以外の専門家の必要性がわかっており、心の問題を扱うスクールカウンセラーだけでなく、子どもの複雑な生活背景を視野に入れ、外部機関や地域と連携して支援していかなければならない問題に対処するSSWの有用性も一定評価されだしている。その結果、2013年度のいじめなどの問題対応に関するいじめ対策関連事業の中で、スクールカウンセラーだけでなく、SSWerの配置拡充（1113人→2226人）が示された。

一方、SSWerは非常に高い専門性を持たなければできない仕事であるものの、雇用条件は変わらず不安定な状況におかれているのが現状である。今年度文部科学省の事業で、SSWerの倍増が示され、各自治体で募集が増えたものの、なり手がなく、社会福祉士や精神保健福祉士の資格がなくSSWに対する知識のない人をSSWerとして雇っているという話も聞く。学校現場でSSWを根付かせるためにも、SSWの専門性を身につけた人材の養成が急務であり、それは、現任SSWerの初任者研修だけでなく、大学等養成校においても大き

な課題である。ただ、SSWerの先輩が「こんな仕事をしています」という紹介だけでは、教育にはならない。SSWとは何か、どのような知識、技術、価値を持って働くのか、日本の教育現場に適用させて考えていかなければならない。

まだ、SSWは始まったばかりである。教育現場におけるSSWの必要性と有用性を示し、SSWerの専門職としての安定した地位を確立していくために、エビデンスを積み上げていくことが必要である。そして、その中から、効率的に専門職養成の教育に活かすためには何が重要であるか、を抽出していく作業を今後も続ける必要があるだろう。

#### 参考文献

- 石川瞭子編著「スクールソーシャルワークの実践方法」青弓社, 2009.  
門田光司・奥村賢一著「スクールソーシャルワーカーのしごと」中央法規, 2009.  
門田光司・鈴木庸祐編著「学校ソーシャルワーク演習」ミネルヴァ書房, 2010.  
日本学校ソーシャルワーク学会編「スクールソーシャルワーカー養成テキスト」中央法規, 2008.  
日本スクールソーシャルワーク協会編「スクールソーシャルワーク」学苑社, 2003.  
山野則子・峯本耕治編著「スクールソーシャルワークの可能性」ミネルヴァ書房, 2007.  
米川和雄編著「スクールソーシャルワーク実習・演習テキスト」北大路書房, 2010.

(2013年5月6日受理)

## Training School Social Workers: University Curricular and Challenges in Japan

YASUHARA Yoshiko

Social workers currently work in increasingly specialized areas and geographical regions in Japan. Momoyama Gakuin University (St. Andrew's University, Japan) began its training curriculum for certification in 2010. This paper examines the training at the university seminar for school social workers. The school social work service has been implemented nationwide through the encouragement of the Japanese Ministry of Education, Culture, Sports and Technology from 2008. Following that, the Japanese Association of Schools of Certified Social Worker has issued certifications from 2009. Thus, with its short history, specific training is not yet fully established in Japan. Analyses show that the curriculum needs more focused training contents for a-semester-unit short teaching in which students can visualize specific cases as they participate in their seminars. It is necessary for students to understand alternative theoretical perspectives other than simply, "providing welfare to the needy." Rather, it is important for them to comprehend school social work through the perspective of educating and supporting children. Through understanding meso level practices of social work at school, university curriculums require school systems to synthesize students' specific needs with school teachers, parents, and social workers.

**Keywords:** school social work, education, social work perspective, meso level practice